

埼玉県長瀬射撃場

指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県環境部みどり自然課

令和4年7月8日から募集を開始した埼玉県長瀬射撃場の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たったの経緯等について公表いたします。

1 埼玉県長瀬射撃場指定管理者について

指定管理者：株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町29番20号

代表取締役 山口 民弥

2 指定の期間について

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和4年7月22日実施説明会 2団体

（2）応募申請団体数

・令和4年9月2日締め切り 1団体

・申請団体の内訳

株式会社秩父開発機構

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な射撃場の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に射撃場の運営を行うことができること。
- ③ 射撃場の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- ⑥ 銃砲刀剣類所持等取締法に定める管理者等の設置ができること。

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 施設利用に対する質の高いサービスの提供を行うことができるか。
- ③ 効率的な運営を行うことができるか。
- ④ 施設の適正な維持管理が図られるか。
- ⑤ 県内中小企業者、環境負荷低減、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑥ 安定的な経営基盤を有しているか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
平井 純子	駿河台大学教授
中澤 仁之	公認会計士
廣澤 健一	埼玉県経営者協会 業務執行理事・専務理事
犬飼 典久	埼玉県環境部副部長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

株式会社秩父開発機構

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目 (配点)		(株) 秩父 開発機構
公の施設としての役割	15 点	11.75 点
質の高いサービスの提供	30 点	22.25 点
効率的な運営	30 点	17.25 点
適正な維持管理	10 点	7 点
県内中小企業者、環境、障害者雇用等への配慮	5 点	3.5 点
安定した経営基盤	10 点	5 点
合計点	100 点	66.75 点

○ 株式会社秩父開発機構の選定理由

<ul style="list-style-type: none">・当該射撃場を管理してきた実績があり、経験とノウハウを生かした安定した運営が期待できる。・十分な資産を有していることから、今後も継続的な経営が可能と想定できる・射撃人口が減少傾向にある中で、これまでの実績を活かした各種大会・合宿等の誘致案が示されており、利用者の増加が期待できる。・地元高校との連携を通じて地域に密着した事業展開を図る提案となっており、人材育成の面からの地域貢献が期待できる。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
株式会社 秩父開発機構	<ul style="list-style-type: none">・危機管理、個人情報取扱等各種マニュアルの内容の見直し、刷新等を適時行い、着実な運営を期待できる。・大口径ライフル・空気銃利用者の増加など新たな顧客層の開拓に向けての新たな提案が行われ、経営努力が評価できる。・地域資源を生かしながらパートナーシップ (SDGs17番) などに取り組む姿勢が評価できる

5 株式会社秩父開発機構の提案の概要

①指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- ・安心・安全の確保
- ・サービスの向上
- ・みんなの射撃場
- ・効果的・効率的な施設運営
- ・更なる地域振興を目指して

②サービス等を向上させるための方策

- ・SNSの活用
- ・ホームページの刷新
- ・キッチンカー営業
- ・キャッシュレス決済導入の検討
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・インスタ映えスポット 顔出し写真ボードの設置

③管理執行体制

- ・総括責任者1名＋銃刀法に規定される射撃場の管理者1名＋担当職員2名
教習射撃、技能講習実施時には、内閣府令で定める基準を満たした教習射撃指導員を配置

④射撃場の管理運営に係る令和5年度収支予算案

- ・令和5年度指定管理委託料について、令和4年度から約183万円増加

⑤利用料金設定の基本的な考え方について

- ・現行のとおり
- ・将来的な方針として、継続的に利用者からの要望や意見を収集し、利用状況の分析、管理運営に与える影響等を充分考慮して、利用者のニーズに応えた効果的な料金設定を検討

⑥個人情報取扱いの基本方針

- ・個人情報保護管理マニュアルにより、個人情報の保護及び情報公開に適切に対応
- ・場長を個人データの取扱い総括責任者とし収集した個人情報の保護と管理を徹底

⑦危機管理に対する方針について（防災・防犯、その他緊急時の対応等）

- ・事故発生の未然防止のため「施設管理マニュアル」「防災・防犯マニュアル」などの活用
- ・セキュリティシステムの強化や、場内監視カメラの増設等による警備・監視体制の強化
- ・「緊急時対応マニュアル」を整備し、災害等の緊急時の対応、管理体制の充実

⑧自主事業（利用者の増加を図るための事業実施計画）

- ・教習射撃及び技能講習
- ・銃保管業
- ・ビームライフル教室、小口径・空気銃初心者講習会

- ・合宿記録対抗戦の実施
- ・安全狩猟射撃大会の実施
- ・長瀬周辺マップの作成
- ・オリジナルグッズの販売
- ・エアライフル空気充填サービス
- ・銃販売事業